

川崎市立土橋小学校PTA規約

第1章 名称および事務所

第1条 本会は、川崎市立土橋小学校PTAと称する。

第2条 本会の事務所を川崎市立土橋小学校におく。

第2章 目的と活動

第3条 本会は、保護者と教職員の協力により、児童の幸せな成長のために努力することを目的として次の活動をする。

- 1 家庭、学校、地域社会との緊密な連携をはかり、児童の豊かな成長を支援する。
- 2 家庭、学校、地域社会における子どもの教育環境を改善し、生活環境整備に協力する。
- 3 会員は、研修を行ない、相互の親睦をはかる。
- 4 その他、目的を達成するために必要と認められる活動をする。

第3章 方針

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の方針にしたがって活動する。

- 1 本会は、教育を本旨とする自主独立の民主団体であり、他からの干渉を一切受けない。
- 2 本会は、特定の政党や宗教にかたよることなく、いずれの営利団体をも支持しない。
- 3 本会は、学校教育の向上のために意見ならびに参考資料を提出するが、学校の管理、運営、人事に干渉しない。
- 4 本会は、児童の教育、福祉のために活動する団体および機関と協力するが、干渉を受けない。

第4章 会員

第5条 本会の会員は、次の通りである。

- 1 川崎市立土橋小学校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者。
- 2 川崎市立土橋小学校の校長および教職員。

第6条 本会の会員は、会費を納め、すべて平等の権利と義務を有する。会費の取扱いについては細則に則る。

第5章 機関

第7条 本会に下記の機関をおく。

- 1 総会
- 2 運営委員会
- 3 PTA事務局
- 4 ボランティア事務局

第8条 学校長は、学校管理上ならびに教育上すべての集会・会議に出席できる。

第6章 総会

第9条 総会は、全会員をもって構成する本会の最高議決機関で、統括リーダーがこれを招集する。

第10条 定期総会は、年1回開催し、次の事項を決議、または承認する。

- 1 前年度事業報告および決算報告
- 2 活動計画および予算案
- 3 その他必要な事項

第11条 総会の成立は、会員の5分の1以上の出席（委任状を含む）によって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決議する。
ただし、不測の事態により総会実施が困難な場合において、PTA各事務局により紙面総会実施を判断できるものとする。尚、紙面総会の方法（電磁的方法を含む）は問わないが、決議は通常総会と同等条件で実施する。

第7章 事務局員

第12条 本会に下記の事務局員をおく。

- 1 統括リーダー 1名
- 2 PTA事務局 若干名（2名以上）
- 3 ボランティア事務局 若干名（2名以上）

第13条 事務局員の任務は、次の通りとする。

- 1 統括リーダーは、本会を代表し、各事務局を統括する。
- 2 PTA事務局員は、会計事務の処理、財産の管理にあたり、予算提案ならびに決算報告をする。
- 3 PTA事務局員は、諸会合の通知、議事の記録、文書の作成、処理保存などにあたる。
- 4 PTA事務局員は、次年度役員を決定する。

第14条 事務局員の決定は、次の通りとする。

- 1 事務局員の決定は、全会員に立候補者を募り、決定する。
事務局員により、全会員へ決定事項を報告する。
- 2 事務局員の任期は、1年とする。ただし、再任することもできる。
- 3 役員に欠員が生じた場合、その措置については運営委員会に一任する。

第8章 運営委員会

第15条 運営委員会の構成は、次の通りとする。

- 1 運営委員会は、事務局員、校長および教職員をもって構成する。

第16条 事務局員の任務は、次の通りとする。

- 1 総会に提出する議案・報告書ならびに各事務局で立案した活動計画の審議・調整・決定。
- 2 細則の設定・決定。
- 3 その他総会の決議事項の立案・提示。

第17条 運営事務局は、会長がこれを招集し、月1回開くことを原則とする。

第18条 運営事務局は、その構成員の2分の1以上の出席によって成立する。

第9章 事務局

第19条 本会の活動を推進するために、PTA事務局とボランティア事務局をおく。

第10章 会計監査員

第20条 本会は、若干名の会計監査員をおく。

第21条 会計監査員は必要に応じて、会計監査を行ない、総会において監査の結果を報告する。

- 第22条 会計監査員の任期は2年とし、立候補により決定し、再任することもできる。
会計監査委員は PTA 会員（川崎市立土橋小学校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者）に限らず、外部からの立候補も可能とする。

第11章 経理

- 第23条 本会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入をもってこれにあてる。
第24条 本会の会費は、予算資料に明記し、総会で承認を得て決定とする。
第25条 本会の経費の経理は、総会において議決された予算にもとづいて行なわれる。
第26条 本会の経費の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければ
ならない。
第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第12章 細則

- 第28条 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、事務局の議決を経て定める。
1 事務局は細則を制定あるいは改正した場合は、その結果を会員に報告しなければならない。

第13章 改正

- 第29条 本規約は、総会において会員の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。
1 改正案は、対面での総会実施の場合、総会開催日の少なくとも5日前までに全会員に知らせておかなければならない。電磁的方法による総会実施の場合、回答期間開始と共に改定案を周知し、回答期間は最低5日は確保する。

付則

- 1 この細則は平成18年（2006年）6月28日より実施する。
- 2 この規約は平成19年（2007年）5月23日一部改定。
同年5月23日より実施する。
- 3 この規約は平成27年（2015年）5月15日一部改定。
同年5月15日より実施する。
- 4 この規約は令和2年（2020年）7月22日一部改定。
同年7月22日より実施する。
- 5 この規約は令和4年（2022年）11月28日一部改訂。
令和5年（2023年）4月1日より実施する。
- 6 この規約は令和7年（2025年）2月12日一部改訂。
令和5年（2025年）2月12日より実施する。